

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあっては、ほう素として 230
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふつ素として 8 海域に排出される場合にあっては、ふつ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
ダイオキシン類	10
フェノール類	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1 (3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1 (2)
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	鉄として 3 (10)
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	マンガンとして 1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
クロム及びその化合物	クロムとして 2
1,4-ジオキサン	0.5

- 備考 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。
- 2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 ^ひ砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあっては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあっては規格K0102—3の18に規定する方法、これら以外の排水指定物質にあっては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。
- (1) フェノール類 フェノール類含有量
 - (2) 銅及びその化合物 銅含有量
 - (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
 - (4) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性鉄含有量
 - (5) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性マンガン含有量
 - (6) クロム及びその化合物 クロム含有量